

令和8年度

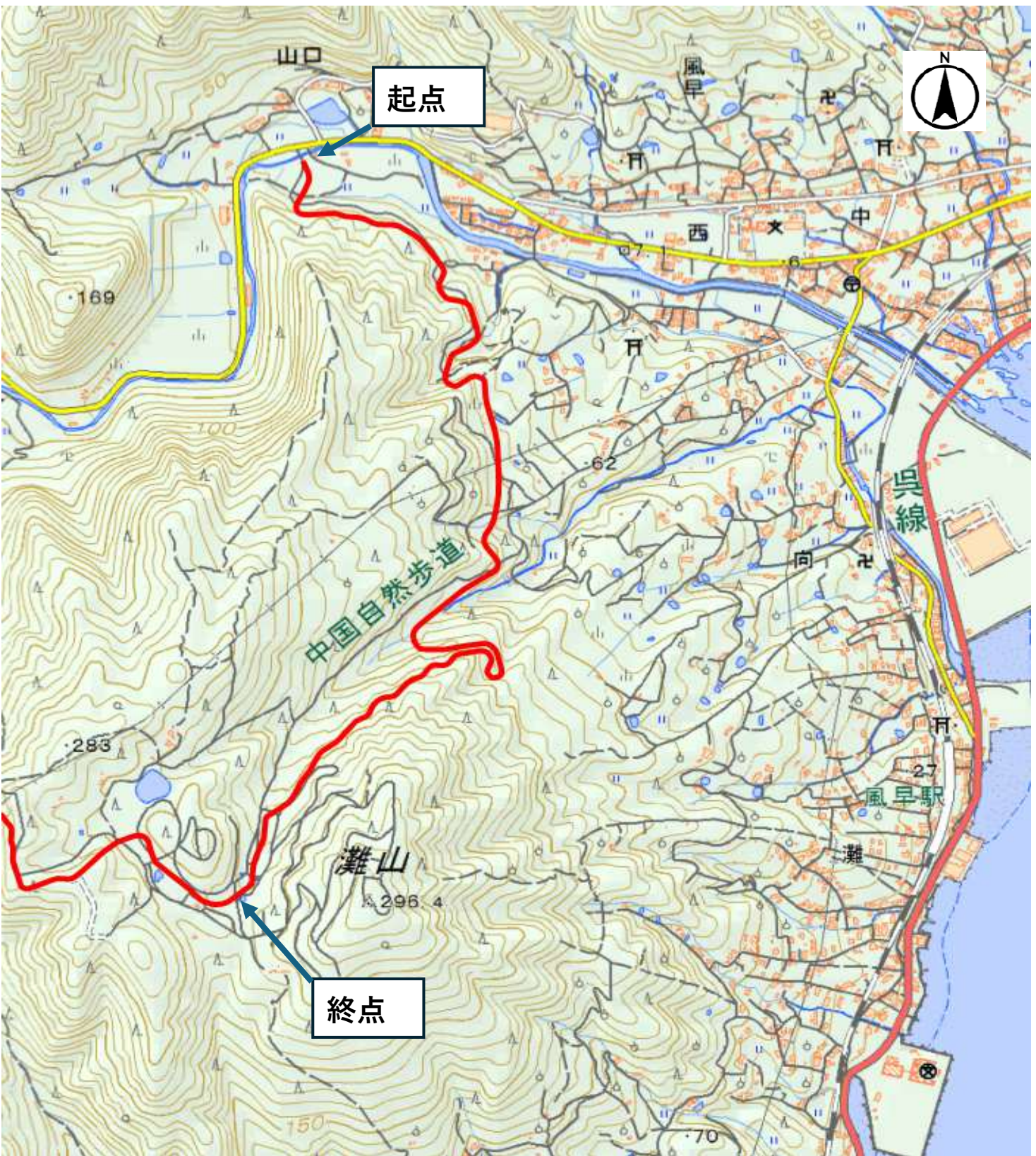
林道緑地維持修繕事業

林道風早小松原線伐木等業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市安芸津町風早

林道 風早小松原線 位置図



特記仕様書

(林道風早小松原線伐木等業務)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 部分払い
4. 委託の期間
5. 官公庁等への手続き等
6. 熱中症対策に資する
現場管理費の補正
7. 業務責任者の配置について
8. 法定外の労災保険の
付保

第2章 施工条件

1. 工程
 - (1) 一般項目(1)
 - (2) 一般項目(2)
2. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員・
警戒船・保安要員
3. 建設副産物
 - (1) 建設発生木材(搬出)

第3章 その他

1. 業務関係書類
2. 工事写真
3. 施工計画
4. 施工体制
5. 事前測量
6. 伐採作業
7. 除草作業
8. 委託内容の変更
9. 完了検査請求書
10. 疑義の解決等

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本業務の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県）」及び東広島市制定の第15編下水道編（最新版）に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-25第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。
- (13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後 VE 工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。

3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

本業務は、前払い金の請求及び支払いをすることができないものとする。

本業務は、前払い金の保証がないため、一般管理費等の補正対象外（補正を行わない）とする。

3. 部分払い

本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

令和8年度 1回以内とする。

4. 委託の期間

本業務の委託期間は、契約日の翌日から令和8年11月30日とする。

5. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本業務は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

(2) 工期(工事の始期日から業務の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間(国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。)、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。)期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。

(3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数(WBGT)を対象とする。

(4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

(5) 受注者は、業務期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間(計測開始日、計測終了予定日)を明記した施工計画書を業務着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。

(6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。

(7) 積算方法は次のとおりとする。

1) 補正方法

ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。

なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。

イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

ウ 補正値(%)＝真夏日率×1.2

2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

(8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。

(9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

7. 業務責任者の配置について

業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2(3)現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。(様式-1)

8. 法定外の労災保険の付保

- (1) 本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものをやかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

第2章 施工条件

1. 工程

(1)一般項目(1)

本業務の実施路線において、他工事が並行して実施される場合があるときは、受託者はこれらの工事施工者と工程について十分調整し、安全の確保及び業務の円滑な推進に努めなければならない。

(2)一般項目(2)

本業務にあつたては、道路交通法第80条の規定に基づく回答条件を遵守するとともに一般交通及び沿線住民に迷惑をかけないように十分に留意すること。

2. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員・交通誘導警備員の配置人数は、業務着手後、規制を要する日から19日間、2人/日を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

3. 建設副産物

(1) 建設発生木材(搬出)

当該業務により発生する建設発生木材は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分にかかる費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は5.4kmを見込んでいる。

第3章 その他

1. 業務関係書類

- (1) 業務関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領-土木工事編-によるものとする。
- (2) 業務関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、業務打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 業務写真

業務写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準(令和7年8月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 施工計画

本委託の実施にあつたては、次の事項を記載のうえ施工計画書を提出するものとする。

- (1)業務概要
- (2)現場組織表
- (3)安全管理
- (4)緊急時の体制及び対応

(5)安全・訓練の活動内容また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。

4. 施工体制

本業務は、緊急連絡体制について、施工計画書に記載するものとし、異常気象（気象警報発令等）の起こる可能性のある場合は、すみやかに対応できるよう体制を整えておくものとする。

なお、指定したすべての協力会社については、事前に業務打合せ簿を提出し、承諾を得るものとする。

5. 事前測量

本業務は、概算数量で発注を行っている。そのため、施工前に監督職員と施工範囲の現場立会を行ったうえ、現地測量・調査を行い図面及び施工数量を書面にて報告すること。

6. 伐採作業

(1)作業範囲は、倒木の恐れが有る樹木及び通行の支障となっている支障木を伐採対象とする。

ただし、幹周等数量の決定は監督職員と協議し決定するものとする。

(2)伐採は、切株の高さが概ね 20 cm以下になるように行うものとする。ただし、これが困難である場合は監督職員と協議し切り株の高さを決定する。

(3)幹周 15 cm未満は伐木・伐竹の歩掛とする。

(4)幹周 150 cm以上は幹周 120 cm以上 150 cm未満の歩掛とする。

(5)中国電力、N T T等の電柱、電線がある箇所があるので十分注意して施工すること。

7. 除草作業

刈り草は、散乱することで交通影響があるため速やかに回収すること。

事前に処分手数料（搬入券）を支払い、広島中央エコパークに搬入するものとする。

8. 委託内容の変更

本業務の各内訳書及び明細書の数量は、見込み数量であるので、実績に応じて変更するものとする。

9. 完了検査請求書

受注者は、本業務が完了し支払いを請求しようとするときは、検査請求書(様式-3)を提出するものとする。

10. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

業務責任者及び主任技術者指名（変更）届

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

(受注者) 住所
氏名

印

下記のとおり指名（変更）しましたのでお届けします。

記

1 業務名

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	
業 務 委 託 料	

2 業務責任者

氏 名 (生 年 月 日)	
業務責任者の委任除外権限	

3 主任技術者

氏 名 (生 年 月 日)	資 格	登録番号又は資格者証番号

- (注) 1 請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 2 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ並びに第15条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格者証等を添付すること。
(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。)
- 3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。ただし、「1 業務名」欄における記載事項の変更については、再提出を不要とする。

完了（出来形）検査請求書

令和 年 月 日

東広島市長 様

（ 受 注 者 ）

印

1 業 務 名

2 業 務 場 所

3 業 務 委 託 料

4 履 行 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

5 検 査 の 範 囲 令和 年 月末時点

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備 考
林道					
林道伐木		式		1	レベル1
風早小松原線		式		1	レベル2
伐木工(高木)		式		1	レベル3
高木伐木	幹周15cm以上幹周25cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本		60	レベル4
高木伐木	幹周25cm以上幹周40cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本		80	レベル4
高木伐木	幹周40cm以上幹周60cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本		50	レベル4
高木伐木	幹周60cm以上幹周90cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本		20	レベル4
高木伐木	幹周90cm以上幹周120cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本		10	レベル4
高木伐木	幹周120cm以上幹周150cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本		5	レベル4
集積・積込	除根作業無し	m2		4,600	レベル4
運搬		m3		45	レベル4
処分費	伐採木	m3		45	レベル4
伐木工(中低木)		式		1	レベル3
伐木・伐竹		m2		4,600	レベル4
集積・積込	除根作業無し	m2		4,600	レベル4
伐木・伐竹運搬		m3		230	レベル4
処分費	伐採木	m3		230	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備 考
除草作業		式		1	レベル2
除草作業		式		1	レベル3
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		m2		4,600	レベル4
刈草処分費		kg		230	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		38	レベル4
直接工事費					
共通仮設費率分額					
共通仮設費計					
(純工事費)					
現場管理費					
(工事原価)					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
工事価格計					
消費税相当額計					

参 考 図 書

業務名称 : 令和8年度 林道緑地維持修繕事業
林道風早小松原線伐木等業務

<注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 その他
 - ・当該工事により発生する木材は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。搬出先として、次の施設を見込んでいる。

●林道風早小松原線

種 別	施設の名称	所在地	運搬距離
伐採木	(株)中岡建設 リサイクル施設	東広島市安芸津町木谷 字湯盛 37-1	5.4km

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 51 東広島市(安芸津) 00-08.05.01(0) B 公共 (R01.06~)		
	当世代	前世代	
工種区分 復興補正区分 施工地域・工事場所区分 週休補正区分 緊急工事補正区分 積雪寒冷地補正 前払率(%) 契約保証費区分 工事費端数区分 ICT補正区分	06 森林整備B 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 00 補正なし 40 01 0.04% 01 千円未満切捨て 00 補正なし		

林道

内訳表

林道	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
						レベル1
	林道伐木	1	式			
	風早小松原線	1	式			レベル2
	伐木工(高木)	1	式			レベル3
	高木伐木 幹周15cm以上幹周25cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	60	本			レベル4
	高木伐木 幹周15cm以上幹周25cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	60	本			00
	高木伐木 幹周25cm以上幹周40cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	80	本			レベル4
	高木伐木 幹周25cm以上幹周40cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	80	本			00
	高木伐木 幹周40cm以上幹周60cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	50	本			レベル4

林道

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
高木伐木 幹周40cm以上幹周60cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	50		本						00	
高木伐木 幹周60cm以上幹周90cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	20		本						レベル4	
高木伐木 幹周60cm以上幹周90cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	20		本						00	
高木伐木 幹周90cm以上幹周120cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	10		本						レベル4	
高木伐木 幹周90cm以上幹周120cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	10		本						00	
高木伐木 幹周120cm以上幹周150cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	5		本						レベル4	
高木伐木 幹周120cm以上幹周150cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	5		本						00	
集積・積込 除根作業無し	4,600		m2						レベル4	
集積積込み(機械施工)(伐木除根) 除根作業無し	4,600		m2						00	

林道

内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
集積積み(機械施工)(伐木除根) 除根作業無し					00
伐木・伐竹運搬	4,600	m2			単第0 -0001 表 レベル4
運搬(伐木除根) 機械施工 除根作業無し DID区間無し 運搬距離6.0km以下(5.0km超)	230	m3			00
処分費 伐採木	230	m3			単第0 -0002 表 レベル4
処分費等(直接工事費計上分) 「処分費等」の取扱いによる					
建設発生木材受入費 伐採木 株式会社中岡建設	230	m3			00
除草作業					レベル2
	1	式			
除草作業					レベル3
	1	式			
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬					レベル4
	4,600	m2			

林道

内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 ダンプトラック(オンロード・DE・2t積級) ダンプトラック運搬23.5km以下(21.5km超)	4,600	m2			00 単第0 -0004 表 レベル4
刈草処分費	230	kg			00
刈草処分費 広島中央エコパーク	230	kg			レベル2
仮設工	1	式			レベル3
交通管理工	1	式			レベル4
交通誘導警備員	38	人			00
交通誘導警備員B	38	人			
直接工事費					
共通仮設費率 分類					

林道

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費計						
(純工事費)						
現場管理費						
(工事原価)						
一般管理費率分						
契約保証費						
一般管理費計						
工事価格計						
消費税相当額計						

施工単価表

集積積込み(機械施工)(伐木除根)

SPK25040186

単第0 -0001 表

除根作業無し

1

m2 当り

機械構成比: 29.99% 労務構成比: 59.57%

材料構成比: 10.44%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

61.0670

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音・排2014 山積0.5/平積0.4m3	25.92%		バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音型・排2014 山積0.5/平積0.4m3		MTPC00158 MTPT00158
バックホウ用アタッチメント 掴み装置(伐木除根工用) 開口幅1700~2000mm 爪幅400~750mm	4.07%		バックホウ用アタッチメント 掴み装置(伐木除根工用) 開口幅1,700~2,000mm 爪幅400~750mm		MTPC00085 MTPT00085
運転手(特殊)	33.82%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
土木一般世話役	18.27%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	7.48%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	10.44%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 除根作業無し			B=1 -(全ての費用)		

施工単価表

運搬(伐木除根)

SPK25040189

単第0 -0002 表

機械施工 除根作業無し DID区間無し

運搬距離6.0km以下(5.0km超)

1

m3 当り

機械構成比: 58.43% 労務構成比:

30.16%

材料構成比: 11.41%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,090.8000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 深あおり・土砂禁止 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	58.43%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 深あおり・土砂禁止 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00162T1 MTPT00162T1
運転手(一般)	30.16%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.41%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 機械施工 C=1 DID区間無し E=1 -(全ての費用)			B=2 除根作業無し D=19 運搬距離6.0km以下(5.0km超)		

施工単価表

伐木・伐竹(伐木除根)

SPK25040183

単第0 -0003 表

伐木(人力施工:密)(50本/100m2以上)

1

m2 当り

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00%

材料構成比: 0.00%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

151.0700

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
特殊作業員	61.84%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	19.69%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	11.93%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=3 伐木(人力施工:密)(50本/100m2以上)			B=1 -(全ての費用)		

施工単価表

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬
 ダンプトラック(オンロード・DE・2t積級)
 機械構成比: 2.38% 労務構成比:

SPK25040359

ダンプトラック運搬23.5km以下(21.5km超)

単第0 -0004 表

1

m2 当り

96.82% 材料構成比: 0.80% 市場単価構成比: 0.00%

標準単価: 144.3300

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	2.06%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
草刈機 肩掛式 カッタ径 255mm	0.32%		草刈機 肩掛式 カッタ径 255mm		MTPC00114 MTPT00114
普通作業員	44.04%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	35.29%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	8.59%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
運転手(一般)	6.27%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
その他(労務)			その他(労務)		ER009
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	0.80%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単 位	単 価 (00.04.08) (12.16)	単 価 (01.05.09) (13.17)	単 価 (02.06.10) (14.18)	単 価 (03.07.11) (15.19)	特殊集計 集計区分
F0002	高木伐木 幹周15cm以上幹周25cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本					
F0003	高木伐木 幹周25cm以上幹周40cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本					
F0004	高木伐木 幹周40cm以上幹周60cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本					
F0005	高木伐木 幹周60cm以上幹周90cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本					
F0008	高木伐木 幹周90cm以上幹周120cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本					
F0009	高木伐木 幹周120cm以上幹周150cm未満 樹高3m以上、根株撤去無し	本					
F0007	建設発生木材受入費 伐採木 株式会社中岡建設	m3					

